

瀬戸市告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、  
愛日地方教育事務協議会規約（昭和 33 年瀬戸市告示第 30 号）の一部を  
次のように変更する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように変更する。

変更後	変更前
(委員) 第 8 条 委員は、次の者をもって、これに充て る。 (1) 関係市町教育委員会の <u>教育長</u> (2) 関係市町教育委員会が <u>協議により定めた関 係市町教育委員会の委員の 1 人</u> 2 <省略>	(委員) 第 8 条 委員は、次の者をもって、これに充て る。 (1) 関係市町教育委員会の <u>委員長</u> (2) 関係市町教育委員会の <u>教育長</u> 2 <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運  
営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）によ  
る改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律  
第 162 号）第 16 条第 1 項の教育長）としての任期が満了する日（当  
該満了する日前に教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）まで  
のこの規約による変更前の愛日地方教育事務協議会規約第 8 条第 1 項の  
規定は、なお従前の例による。